

業務指示書

モーリタニア国水産物衛生検査公社ヌアディブ検査所再建計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産施設建設に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／水産物品質管理／施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：施設計画（特に水産施設）
- 2) 対象国又は同類似地域：モーリタニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計／自然条件調査】

- 1) 類似業務の経験：建築設計
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材・調達計画／積算】

- 1) 類似業務の経験：機材・調達計画（特に化学分析機器）
- 2) 対象国又は同類似地域：モーリタニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

①自然条件調査

②ベースライン調査

③税制度及び免税制度調査

ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MRO1 = 0.31 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.430 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／水産物品質管理／施設計画
建築設計／自然条件調査
機材・調達計画／積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.63 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

モーリタニア国水産物衛生検査公社ヌアディブ検査所再建計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	9.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	3.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/水産物品質管理/施設計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計/自然条件調査	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材・調達計画/積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

モーリタニア国における総漁獲量の約9割は水産物や加工品として輸出され、当国の輸出総額の約25%を占めている。そこで当国の「貧困削減戦略枠組文書2011-2015」では、水産セクターを最重要セクターの一つに位置付け、「水産海洋経済の責任ある管理と持続的開発のための国家戦略2015-2019」において水産資源管理の最適化等を優先課題に掲げ、水産物の主な輸出先である欧州連合（以下「EU」という。）への輸出拡大のため、1990年代からEU水産物衛生基準等を勘案した当国の水産物衛生基準の策定を進め、水産物の衛生検査の強化を図ってきた。

水産物衛生検査公社（以下「ONISPA」という。）は2007年に海洋水産研究所（以下「IMROP」という。）から衛生検査機能が独立し、当国の輸出水産物衛生基準に則った輸出加工場の認定及び輸出水産物衛生証明書を発行を担う唯一の行政監督機関である。ヌアディブ検査所はその本部であり、また、EU水産物衛生基準を満たす同国の水揚げ場2カ所のうちの1カ所（もう1カ所はヌアクショット）として、同国の零細漁船の半数以上及び沿岸漁船の約8割が操業の拠点とし、ヌアクショット検査所の2倍以上の検査数を扱っている。

しかしながら、同検査所は、①1950年に開設されたIMROPの施設を未だに利用しているため老朽化が著しく、衛生管理認証権をもつ検査機関としての国際認証の規格を満たすことが困難になっていること、②度重なる部分的改修のため施設の構造が複雑化し、作業効率や安全性の低下も大きな課題となっていること、③2000年以前に導入された検査機器の更新も必要となっていること、等の問題を抱えている。上記の問題を解決するため、モーリタニア国政府は、ヌアディブ検査所の再建及び機材整備を行うことにより、当国から日本を含む国際市場に輸出される水産物の国際規格に適合した衛生確保を図ることを目的とした「水産物衛生検査公社ヌアディブ検査所再建計画」（以下「本プロジェクト」という）を計画し、我が国に無償資金協力を要請してきた。

本調査は、モーリタニア国の要請内容の無償資金協力としての必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクト概要

(1) プロジェクトの目標

国際認証の規格を満たす水産物衛生検査機関としての機能が維持され、もって当国の水産物の付加価値の向上及び輸出拡大が図られる。

(2) プロジェクトの成果

ONISPAヌアディブ衛生検査所において施設が再建され、検査・分析機器が更新される。

(3) 我が国への要請概要

①建築施設：検査室・執務室棟（3階建て、4,460m²）再建

（実験室）

官能試験室、フィトコトキシン（藻毒素）試験室、化学試験室、微生物試験室、各準備室、更衣室、倉庫、洗浄・ランドリー

（研究室、総括部門、物流部門、会計部門等）

所長室、検査官室、研究者／技師室、講演室、資料室、トイレ、メンテナンス室、経理室、品質管理室、データセンター、カフェテリア／福利厚生室

②機材：官能検査機器、微生物検査機器、化学検査機器、その他各種検査機材

③ソフトコンポーネント：検査機器及び施設の維持管理体制構築支援

(4) 対象地域（サイト）

ダフレト・ヌアディブ州ヌアディブ市

(5) 受益者

直接受益者：水産物衛生検査公社関係者

間接受益者：モーリタニア国水産関係者 零細漁民約 4.5 万人、関連する附帯サービス業に従事する約 2,700 人

(6) 関係官庁・機関

主管官庁：漁業・海洋経済省

実施機関：水産物衛生検査公社

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、事業効果及び技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、モーリタニア国政府から要請のあった「水産物衛生検査公社ヌアディブ検査所再建計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがモーリタニア国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法及び調査項目

より効率的かつ効果的な調査手法等を検討するとともに、本業務指示書に記載している事項以外にも必要と判断する調査項目があれば、プロポーザルに記載して提

案すること。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、3回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。第1次、第2次現地調査それぞれの目的は以下のとおりである。

①第1次現地調査

- ・プロジェクトの背景、目的、内容等を確認するとともに、現在、既存の建物で検査活動を行っているプロジェクトサイトの現状を把握し、プロジェクトの必要性や妥当性を検討するとともにプロジェクトの基本的なコンセプト及び協力範囲・規模を検討するために必要な情報を収集することを目的とする。
- ・モーリタニア国の要請では、再建する検査室・執務室棟（以下、「新施設」という。）は、現在のヌアディブ衛生検査所の敷地内に建設される予定であり、すでに建設用地や新施設のレイアウトプランを作成している。これらのプランでは、現在の管理・検査棟のうち検査室がある部分を残し、それ以外の敷地（2,463.25m²）を新施設（1,570m²）の建設予定地に充てる想定となっており、モーリタニア国側は、建設予定地に存在する既存の構造物（管理・検査棟の管理室の部分、居住施設、ゲート等）の撤去及び整地を2017年7月から開始し、一方、残した検査室は、建設工事期間中も検査業務を継続し、新施設完成後に取り壊して駐車場にする計画である。従って第1次現地調査では、撤去及び整地についての現状及び今後の具体的な計画・スケジュールを確認するとともに、原則として本調査の中で行う設計・施工計画は、必ずしもモーリタニア国側が想定しているプランを前提としないことについてモーリタニア国側の同意を得る。また、同設計・施工の可否や漁港との位置関係などから場所の妥当性も検討し、先方の想定を大きく変更する必要が生じることが想定される場合には、レイアウトプランの変更又は建設用地の拡大や代替地の確保、工事ヤードや撤去する居住施設の移転先の確保、工事期間中の検査機能の他への移転などの対応についてモーリタニア国側と協議を行い、具体的な方向性や実際の可能性・目途について確認した上で、それらが確定することが第2次現地調査実施の前提となることについてモーリタニア国側の同意を得る。また、機材についても、要請されている機材の内容を確認し、初期的な絞込みについてモーリタニア国側と協議を行う。

②第2次現地調査

第1次現地調査の結果をもとに第1次国内解析においてプロジェクトの必要性や妥当性を確認するとともに、プロジェクトの基本コンセプトや適切な協力範囲、規模及び内容等について検討を行い、第2次現地調査においては、冒頭でその結果についてモーリタニア国側に説明を行い、了解を得る。その上で、自然条件調査や、施設計画、機材計画、施工計画、調達計画及び維持管理計画などの策定に必要な調査を実施する。なお、第2次現地調査の内容やスケジュールは第1次現地調査の結果、確定する新施設の建設用地の場所や規模などが大きく影響するが、

プロポーザルについては、モーリタニア国の要請内容や、同国側が計画している建設予定地、レイアウトプラン、要請機材リストに基づいて作成すること。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議する。

なお、特に以下の3つの段階においては、JICA が開催し日本側関係者が出席する会議に出席し、内容を確認することとする。

① 第1次及び第2次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を帰国後10日以内に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 設計・積算方針決定時

上述の点も含めて第1次及び第2次現地調査及び国内解析作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を協議・決定する。

③ 第3次現地調査出発前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) モーリタニアの水産セクター支援との整合性

我が国の対モーリタニア国別援助方針(2012年12月)では、「水産業への包括的支援」を重点分野とし、JICAは「持続的経済成長を目指した水産物のバリューチェーン開発プログラム」において、現在、個別専門家「水産行政アドバイザー」を派遣するとともに、これまで専門家派遣による技術支援を通じてヌアディブ及びヌアクショットの国立水産海技学校における衛生検査官育成のための水産加工コースの開設を支援し、今後も同校に「水産加工教育」等の個別専門家を派遣する予定である。また、2004年には無償資金協力「ヌアクショット水産物衛生管理施設整備計画」を実施して ONISPA ヌアクショット支部の建設及び衛生検査・分析機器の配置を支援し、2012年度には同計画のフォローアップ協力を実施している。さらにヌアディブ漁港に関して、1999年度に「ヌアディブ漁港拡張計画」、2013年度に「ヌアディブ漁港拡張整備事業」(2013年)を実施し、同国の水産物の付加価値向上及び水産業による経済振興を支援してきた。

本プロジェクトは、同国の経済発展や水産業振興を目指して、対EU輸出認証水揚施設や水産加工施設の整備・増加、輸出水産物の衛生管理能力の向上などの面で相乗的な開発効果を発現させる観点から、これまでの支援の成果と整合性を図りつつ水産業の拠点として計画・実施することが望ましい。

(5) ヌアディブ検査所が満たさなければならないEUにおける検査所の認定基準及び検査基準の確認

モーリタニア国においてヌアデゥブ検査所が満たさなければならない基準として、ISO17025やISO17020などの認定基準、検査に求められる水産食品加工施設等に関するHACCPなどの認証基準、輸出される水産物の衛生基準などがあるため、まずヌアディブ検査所に求められる基準について整理し、その詳細（必要となる検査項目・内容、対象品目等）を把握した上で、施設及び機材の規模や仕様・数量の検討を行う必要がある。特にモーリタニアからの鮮魚輸出は大半がヨーロッパ向けであるため、EUにおける食品衛生管理基準など、ヨーロッパへの輸出にあたって適用される基準を明確にし、その内容について事前に十分把握した上で調査を行うこと。

(6) 類似案件からのフィードバックの活用

2004年度に実施された無償資金協力「ヌアクショット水産物衛生管理施設整備計画」に関し、2012年に実施したフォローアップ調査の報告書や、関連する技術協力専門家からの報告では、無償資金協力で整備した天然採光システムによる室内気温上昇のため試薬及び精密機器の温度管理が困難なこと、日本製の精密機器に係る消耗品やスペアパーツを同検査所が独自に調達することが困難なこと、化学、細菌検査機器の取り扱いに係る研修が不足していたこと、同施設の運用開始直後のガス漏れや水道管からの水漏れなどが課題として指摘されている。そこで、これら報告書の内容を精査し、設計・施工・調達上の問題点を整理するとともに、設計時に対象地域の自然条件が検査機材及び検査精度に与える影響の有無、規模を定量的に把握し、現地の気候や自然環境にあった建築設計と建設用資材利用を検討し、精密機器を整備する際には、本プロジェクトのソフトコンポーネント等による維持管理体制構築支援を検討すると共に、精密機器の保守点検・修理体制及び消耗品・スペアパーツ等の調達手段を確認し、第三国調達も含めてそれらの調達が容易な機材の調達先を検討することで、事業終了後も事業実施機関が維持管理できるよう留意する。

(7) 既存の検査室・執務室棟の撤去と工事期間中の検査機能の確保

検査室・執務室棟の再建予定地内にある既存の構造物や、再建棟の完成後の旧検査棟の取り壊しなどは原則的には相手国負担事項であり、モーリタニア国側はすでにこれら撤去については国会の承認を経て2017年7月から開始する予定である。しかし、同撤去工事以降に基礎工事の部分が一部残ったり、施設配置計画の変更により検査棟の取り壊しが再建工事の前に必要となるなど、追加的な撤去工事が発生した場合、モーリタニア国側における予算不足などの理由により本体工事の着工が遅れてしまう可能性がある。そのようなケースにおいては、モーリタニア国側と十分協議の上、先方による負担がどうしても困難であると判断される場合には、無償資金協力の対象として取り込むことも排除しない。

(8) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、モーリタニア国での最近の既往調

査報告書等や JICA セネガル事務所から同国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したモーリタニア国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりモーリタニア国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてモーリタニア国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA セネガル事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には同事務所に報告を行う。

（9）環境社会配慮

本プロジェクトの環境カテゴリーは現時点で「C」としており、本指示書には環境社会配慮のための具体的な調査項目は含んでいないが、検査活動や建設・撤去工事によって想定される周辺環境へ影響については把握し、必要に応じて対応を検討する。特に既存の構造物にアスベストが使用されている場合には、その撤去にあたって周辺住民の健康被害等の影響が想定されるため、モーリタニア国にはその撤去工事にあたって同国の国内基準に従って適切な対策が行なわれる必要がある。また、他にモーリタニア国における環境アセスメント制度に基づいて必要となる許認可等の手続きに必要と判断される調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案すること。

（10）ジェンダー配慮

本業務においては、ジェンダーの視点からの必要な調査を盛り込むこと。具体的には、水産物検査関係者の男女別の状況やニーズを検討し、事業の男女別の裨益効果を想定した上で必要な調査や調査方法を検討すること。また、同様に身障者や高齢者等に対する必要な配慮についても調査項目に盛り込むこと。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

<国内事前準備>

(1) インセプションレポート及び質問表の作成

- 1) 要請書の関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの背景、経緯及び全体像を把握する。
- 2) 国内で入手可能な資料、統計データ等から、モーリタニア国の国家開発計画、水産セクターに関する開発計画、水産セクターに関する現状や概要、他ドナーの援助動向、本計画に関連する社会経済状況を把握する。具体的には、政府の「水産海洋経済の責任ある管理と持続的開発のための国家戦略 2015-2019」など関連政策及び計画を把握し、モーリタニア国の水産セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて確認する。
- 3) これまでモーリタニア国において水産セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、本プロジェクトとの関連を分析する。また、同国及び当該分野において実施済みの無償資金協力案件、特に「ヌアクシヨット水産物衛生管理施設整備計画」について、協力準備調査報告書や基礎調査報告書等から同国において当該分野で無償資金協力を実施するに当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- 4) 要請内容や現在、モーリタニア国側が計画している新施設の建設計画（建設予定地、レイアウトプラン等）、要請機材リスト等を詳細に分析した上で、設計・施工・調達を行う上で想定される問題点をすべて抽出し、第1次現地調査において必要となる調査項目及びモーリタニア側への確認項目について検討する。なお、現時点で想定される調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。
- 5) 事業成果測定に必要な指標を整理し、その調査方法を検討する。なお、考えられる定量的な成果指標及びその調査方法についてはプロポーザルで提案すること。
- 6) 上記1)～5)を踏まえた上で調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 7) 上記1)～6)の作業を踏まえ、インセプション・レポート、質問表を作成する。質問票は、JICA セネガル事務所を通じて事前配布を行う。

<第1次現地調査>

(2) インセプション・レポートの説明、協議

JICAが派遣する調査団員（総括、計画管理）と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者等に説明し、同内容及び今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等についてにつき協議・確認を行う。

(3) プロジェクトの背景、目的、内容等の確認

- 1) モーリタニア国の水産セクターの現状（水産物取扱量、輸出入量・輸出入先、労働従業者数、漁船数及び操業形態、漁獲物・量、我が国が過去に拡充を支援したヌアディブ漁港の使用状況、製氷機・冷蔵庫の使用状況、仲買業者、水産物流通

状況等)を把握する。特に水産物の輸出に関する状況(輸出量の推移、品目、輸出先及び輸出先国別の魚種及び加工形態等)については、十分調査を行う。(水産物流通量についてはベースライン調査として現地再委託を認める。)

- 2) 国家開発計画および水産開発計画における本プロジェクトの位置づけや他ドナーの援助動向、本プロジェクトに関連する社会経済状況に関する最新の情報を相手国政府関係機関、他ドナー、技術協力専門家等から聴取し、本プロジェクト実施の整合性を検証する。
- 3) モーリタニア国における水産物の衛生検査について調査し、現状と課題を整理する。国際的な試験所の認定基準であるISO17020、ISO17025、モーリタニア国における水産食品加工施設等のHACCPなどの認証基準及び水産物衛生管理基準の詳細(求められる検査項目・対象品目、現状の対応状況等)と対応状況、ヌアディブ及びヌアクショットの両衛生検査所の検査実施体制(組織、予算、要員・人材、能力)、検査目的(輸出水産加工施設の認証、輸出水産物の衛生証明書の発行、等)、検査項目、検査対象品目、人員配置、検査精度、検査技術レベル、検査状況・実施頻度(検体数)及び実績、検査計画、将来的な検査計画や取扱量、現在の施設・機材の稼働状態及び老朽化・旧式化・不足の状況、機材の更新・交換状況と予算措置の状況および維持管理体制について調査し、国内外向けの水産物の衛生管理に関する現状と問題点を整理する。
- 4) 本プロジェクト要請の経緯と具体的内容、モーリタニア国政府によるプロジェクトの実施方針、施設の内容や機材における優先順位、ヌアディブ衛生検査所の完成後の活用計画や運営計画(組織・要員、収支予測等)を確認し、妥当性を検証する。

(4) サイト状況調査

- 1) プロジェクトサイトの工事用地を含む敷地内の土地利用状況及び所有権(過去の土地利用に関する問題の有無等)について確認する。
- 2) 既存のサイトは、漁港から離れていることから、水産物衛生検査所としての立地の妥当性や移転のオプションについて検討し、代替地確保の可能性についてモーリタニア側に確認する。
- 3) 現衛生検査所の敷地内のうち新建物建設予定区画にある既存の管理・検査棟の一部、ゲート、居住施設等の構造物の撤去(基礎部分も含む)及び整地の状況(撤去が開始されていない場合には今後の撤去及び整地計画(予算、時期、スケジュール等))を確認する。また、撤去される居住棟の移転の有無、建築工事期間中も検査活動を継続するために残される管理・検査棟の一部(検査室の部分)の工事完成後の撤去費用の有無についても確認する。
- 4) 既存検査所は水産業の拠点であるため、先方は工事期間中も既存の検査施設で検査を継続する予定である。そこで、工事中も検査機能が損なわれないよう方策(運営方法、必要な仮設設備計画等)及びその妥当性について確認する。また改修期間中に一時移転が計画される場合は移転先の用地確保の状況についても確認すること。

- 5) モーリタニア国側がすでに作成している検査室・執務室棟の再建に係る施設配置計画やレイアウトプランについて精査し、併せて現地の建築関連法令等も確認した上で、施工や工事の可否を検討する。なお、検討にあたっては、工事ヤードなどの確保についても視野に入れる。その上でこれらが困難なことが想定される場合には、モーリタニア国側に対して、これら計画やプランの変更による規模の縮小、又は建設用地（敷地）の周囲への拡大や代替地の確保などの対策について検討を求め、その結果を確認する。その結果、工事期間中の検査機能を他の施設に移転する必要があると判断される場合には、同施設の確保の可能性も確認する。
- 6) プロジェクトサイトにおける電力、上水道、排水系統、通信等の基礎インフラの整備状況・整備計画を確認する。
- 7) 2004年度に我が国の無償資金協力によって整備したヌアクショット衛生検査所の施設及び衛生検査・分析機器の使用状況及び維持管理状況などを調査し、本プロジェクトにフィードバックすべき現時点での問題点や課題の有無を確認する。

(5) 環境社会配慮に係る調査

- 1) モーリタニア国国内法で求められている、開発プロジェクトの許認可や承認プロセスを再確認し、ONISPA がモーリタニア国環境省に提出する必要がある書類や承認等の有無を明確にする。
- 2) 計画地周辺の関連開発計画、本プロジェクトによる建築工事やモーリタニア国による既存構造物の撤去工事、水産物検査に起因する検査試薬（重金属など）の現在の処理方法、汚水の排水およびサンプル生物処分用の焼却炉設置が周辺環境に与える影響等、本プロジェクトが周辺環境に影響を及ぼす可能性について調査する。また、影響が考えられる場合には、その対策を検討する。特に既存の構造物にアスベストが含まれている場合には、撤去にあたって必要となる対策や基準について調査し、同対策を適切に実施するようモーリタニア国側に申し入れる。

<第1次国内解析作業>

(6) 無償資金協力実施の必要性・妥当性及び適切な協力範囲の検討

第一次現地調査の結果を踏まえ、必要と見込まれる検査項目や検査数量を算出し、本プロジェクトで再建する施設及び更新・追加する機材の運用計画、検査機関としての能力、効率的な検査の実施等を十分検討し、適正な施設の規模・機材の仕様・数量を明らかにした上で、要請されている施設の建て替え及び機材の更新・追加導入の必要性、技術的・経済的妥当性、緊急性及び優先順位（機材については更新の要否）及び新施設の建設予定地における設計・施工・工事の可能性を検証し、モーリタニア国側の実施体制・実行能力や環境への影響を踏まえ、適切な協力範囲、規模・数量及び内容等について検討し、必要に応じて絞込みや代替案の検討を行う。

(7) 第2次現地調査準備

第1次現地調査の結果を踏まえて、調査方針、調査計画等の見直しを行う。

<第2次現地調査>

(8) 適切な協力範囲、規模・数量、内容及び改訂後の調査方針、調査計画等の説明

第1次国内解析で検討した適切な協力範囲、規模・数量、内容及び改訂した調査方針、調査計画等をモーリタニア国政府関係者に提案又は説明を行い、内容を協議・確認する。

(9) 自然条件調査

建築施設、検査活動およびサンプル・資料等保存に影響を与える要因となる自然条件（地形・地質／地盤・気象等）について調査を行い、概略設計及び施工計画に反映させる(別紙1仕様書(案)参照。なお、本業務は現地再委託を認める。)。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件や社会条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(10) 施設計画調査

- 1) 詳細な施設配置・規模、仕様（構造、設備）を検討する。検討にあたっては施設利用者の意向を確認し、耐久性に留意するとともに維持管理にかかる技術的・予算的負担の軽減を考慮し、実施機関による維持管理が可能な規模、仕様とする。
- 2) 施設配置計画においては、検査分野や検査内容に基づき一連の動線に配慮しつつ計画する。また、衛生検査を行う施設であることから、衛生管理が容易な施設計画を検討する。
- 3) 設計にあたっては、現地仕様も勘案し、必要最低限の内容とする。
- 4) 検査による薬品・検査器具・生物サンプル等の廃棄物及び排水が周辺域を汚染しないよう、適切な対策を検討する。
- 5) 要請では、施設の中に職員用のカフェやレストラン、スポーツ・ルームの建設が含まれるが、事業効果発現に必要なコンポーネントに絞り込む観点から慎重に検討する。

(11) 機材計画調査

- 1) 更新及び追加導入を行う機材の規模・仕様・数量を検討する。
- 2) 機材の選定には、実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア及びサポート体制、試薬、スペアパーツの入手性等）を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材については、その妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- 3) 本プロジェクトでは高価な精密分析機器が対象となることから、その整備方針（どういう考え方に基づいて導入可否の判断や仕様の定義等を行うのか）について、プロポーザルで提案すること。

- 4) まだ当面の稼働が可能であるが重複して要請されている機材については、検査項目ごとの検査内容、従事者数、検査計画、使用頻度、優先度等を調査し、本計画の協力対象事業範囲を検討する。
- 5) 消耗品および損耗が激しいと予想される機材については、予算および維持管理体制について精査し、実施機関が整備、修理、部品交換を行うことが可能な機材についてのみ協力対象とする。
- 6) 第三国にて調達する必要がある機材の有無を調査する。

(12) 施工計画調査

- 1) 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定し、またモーリタニア国による計画予定地への電気・水の引き込みの確約を得る。
- 2) 工事中も現在の検査棟における検査活動は継続されることから、同検査への工事の影響（騒音、揺れ、排水、衛生環境等）が極力最小化されるよう配慮を行う。
- 3) 維持管理に影響を及ぼす可能性のある塩害について調査を行い、施設の塩害を考慮した設計とすること。また、資機材の維持管理費の算出にあたっては塩害対策を含めて行い、計画内容の妥当性を検討すること。
- 4) 施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、モーリタニア国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。
- 5) 現地の治安状況を確認し、治安面での安全に配慮した施工計画を検討する。

(13) 調達事情調査

- 1) 資機材・消耗品等の現地調達のほか、他国（日本又は第三国）での調達を含めた調達先、信頼できる輸送手段、輸送ルート、価格（輸送費及び輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。必要に応じ、第三国での調査も検討する。
- 2) 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。
- 3) モーリタニア国国内における建設事情、建設資材・関連機材の調達事情及びスペアパーツの流通事情を確認する。
- 4) 上記の結果、消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。特にヌアクシヨット検査所のケースでは、無償資金協力事業によって整備された日本製機器の消耗品やスペアパーツの調達に係る問題点がフォローアップ調査報告書(2012年)や技術協力専門家の報告書で指摘されていることから、欧州等第三国調達も視野に入れて検討するとともに、初期対応に必要な消耗品及びスペアパーツを無償資金協力の協力対象事

業に含めることも検討し、その納入ルートや決済条件・通貨、ミニマムオーダーを含めてメーカーに確認すること。

(14) 運営維持管理計画調査

- 1) 既存衛生検査所の運営維持管理状況を確認する。運営維持管理体制、財務状況に加え既存施設の定期点検など保守・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 2) 本業務では関係機関の現行の運営維持管理能力、計画されている運営維持管理体制で再建後の施設や更新・追加された検査機器の運営維持管理が可能か分析すること。また、新しい運営維持管理体制構築の実施スケジュール、遅延のボトルネックとなりえる要素（手続き・協議等）についても確認を行い、本プロジェクトの実施工程上（特に施設引き渡し時）支障がないか十分確認すること。また、要請機材の整備・維持管理に特殊工具、薬品等が必要な機材が含まれているか、然るべき整備修理サービスを容易に受けられるかを確認し、モーリタニア国内において整備・維持管理が困難な機材や技術的・予算的負担が大きくなる可能性を含む機材については協力対象外とすること。
- 3) 施設・機材の運営・維持管理に係る漁業・海洋経済省、水産物衛生検査公社本部及びヌアディブ衛生検査所など関係組織の所掌、権限、人員、予算の変遷、維持管理に係る技術的能力、財務状況を調査するとともに、プロジェクトを実施する場合の各機関の役割を明確にする。
- 4) 要請書に記載されたプロジェクト完了後の管理運営体制を基に、類似案件の教訓も踏まえてモーリタニア国側と実施体制について再度検討し、その妥当性や体制設立の手続き、スケジュール、予算措置等を確認する。
- 5) 既存検査所の運営維持管理の現状及び再建後の運営維持管理計画を基に、本プロジェクト実施のための要員の配置に係る経費や施設・機材の保守・修理に要する経費など、再建後の検査施設の運営に必要な費用を分析し、実施機関で手当てすべき予算額を検討する。その際、本プロジェクトの実施により発生する追加の人員費、光熱水費、日常的な維持管理費に加え、中長期的な施設・機材更新のために必要な積立額なども勘案の上、適正な検査所の運営が可能な検査料の設定を検討したうえで健全な収支計画案を策定する。また、漁業・海洋経済省からの補助金の有無及びその金額も調査し、収支計画案に反映させること。
- 6) 上記を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(15) 相手国政府負担事項の確認

相手国負担事項（現有敷地内の建設予定区画内にある全ての既存構造物の解体・撤去、電気・水道設備の引き込み、必要に応じて新たな用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係

省庁を明確にする。また、第1次現地調査の結果、施設建設工事期間中に既存検査施設及び設備を一時的に他の場所に移転する必要がある場合には、移転に係る経費は相手国負担を原則とするが、モーリタニア国側の予算状況や予算確保の可能性及びそのタイミングを確認し、その結果によっては、JICAとも協議の上、無償資金協力事業の対象とすることも検討する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

また、無償資金協力事業においては、両国政府間の国際約束（E/N: Exchange of Notes）において、プロジェクト実施に必要な製品及び役務の調達に係る税金等の免除が規定されているため、本プロジェクトに係り実質的に免税手続きが可能である範囲等を確認する。具体的にはモーリタニア国における税制度及び免税制度について、以下の項目を調査する。調査にあたっては、現地再委託を認める。

1) 本邦企業の法人所得税

無償資金（Grant）の直接の対象となる契約（すなわち、JICAが認証を行う契約）を締結する本邦企業については、当該契約で発生する所得について法人の所得にかかる税の免税を確保することを制度の原則としている。

このため、外国法人に法人所得税が課税される条件（例：我が国においては当該外国法人が恒久的施設を有しているか否かに依っている。）を確認した上で、その課税を免除する（免税する）ために必要な手続きを明らかにする。

なお、併せて、現地下請企業の法人所得税免税の可否を確認すること。

2) 業務従事者の個人所得税

本邦企業から給与・報酬を得る業務従事者（但し、日本及び第三国の国籍を持つものに限る。）について、個人の所得に係る税の免税を確保することを制度の原則としている。

このため、モーリタニア国において外国人に係る所得税制度（例：我が国においては、非居住者、居住者のうち非永住者、永住者の3分類でそれぞれ課税対象となる所得の範囲が決まっている。）を確認した上で、その課税の免除する（免税する）ために必要な手続きを明らかにする。

3) 付加価値税等（間接税）

無償資金（Grant）の直接の対象となる契約（すなわち、JICAが認証を行う契約）にかかる付加価値税等及び当該契約者の仕入れに係る付加価値税等の免税を制度の原則として求めている。

このため、モーリタニア国における付加価値税等の制度全般を把握のうえ、無償資金の直接の対象となる契約について、免税が可能か否か、可能な場合の手続きを明らかにする。また加えて、当該契約にかかる「仕入れ」（現地での資材の購入、労務者の傭上、現地企業への下請契約等）について、付加価値税等の免税が可能か、可能な場合の手続きを明らかにする。この「仕入れ」の免税については、物品と役務について取扱いが違ふ可能性が多いため、両者区別して制度を調査す

ること。

4) 関税

事業に関連して本邦企業及び第三国企業が外国から輸入する物品について、関税の免税を確保することを制度の原則として求めている。

このため、モーリタニア国の通関制度において、完全が免税される場合の範囲及び手続きを確認すること。また、現地下請企業が行う輸入についても、免税が可能か調べること。

免税情報はセネガル事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で同事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて同事務所と合意する。調査終了時には、必ず同事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

(16) ソフトコンポーネント計画の策定

既存検査活動の現状を踏まえつつ、援助効果を増大のために改善が必要と考えられるものについては、先方と協議の上、ソフトコンポーネント計画を検討する。検討に際しては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン 第3版（2010年10月）」に従うこととし、ソフトコンポーネント計画書を作成してJICAの確認を得る。また、ソフトコンポーネントとは別に、業者が行う初期操作指導、運用指導についても適切に計画する。

(17) プロジェクトの評価／事業効果指標の設定及びベースラインデータの測定

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。評価指標及び目標値の検討、策定のためのベースライン調査を実施する。なお、ベースライン調査で網羅すべき調査項目とその調査方法につきプロポーザルで提案すること。なお、ベースライン調査については現地再委託を認める。

無償資金協力事業として本プロジェクトの目標年における目標値を測る定量的指標の候補として、①実施検査数、②輸出加工場の認定数、③衛生管理認証承認数、④水産物の輸出数、等を想定するが、その他の適切な指標の有無についても確認する。定量的指標の検討に当たっては指標を測るデータの有無、入手方法等を含め指標としての妥当性を確認すること。

<第2次国内解析作業>

(18) 概略設計及び概略事業費の算出

1) 現地調査結果の整理

ア) 概略設計の概要、本プロジェクトについて協力可能な内容、規模、範囲を検討する。

- イ) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。
- 2) プロジェクトの計画策定
- ア) プロジェクトの概要
- 現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を、「無償資金協力の係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015 年 4 月改訂版)を参照して作成し、帰国報告会にてこれを説明する。
- イ) 協力対象事業の概略設計
- 帰国後 30 日以内を目処に第 1 回設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について JICA 関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論を踏まえ、「協力対象事業」の計画策定(概略設計)を行う。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009 年)」及び同補完編・機材編(2016 年 4 月)(以下、「設計・積算マニュアル」)を参照(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html)して設計総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。
- a 設計方針
- 関係機関と協議をした結果のほか、現地調査で明らかにした自然環境条件、現地の建設・調達事情、実施機関の予算や体制から推測する完工後の運営・維持管理等についての対応(設計)方針を整理する。また、気候風土、自然環境・景観、社会慣習に十分配慮した材質や施設設計、配置計画を行うこと。
- b 基本計画
- 上記を踏まえ、以下の項目を含む協力対象事業の基本計画を作成する。
- (a) 施設配置計画
- (b) 建築計画
- (c) 機材計画
- c 概略設計図の作成
- d 施工計画/調達計画の作成
- 以下の項目を含んだ施工・据付計画・調達計画を作成する。
- (a) 施工方針/調達方針
- (b) 施工上/調達上の留意事項
- (c) 施工区分/調達・据付区分(先方負担工事との区分)
- (d) 施工監理/調達監理計画
- (e) 品質管理計画
- (f) 資機材等調達計画(搬入経路、現場間の移動方法含む)
- (g) 初期操作指導・運用指導等計画
- (h) ソフトコンポーネント計画
- (i) 実施工程(資機材調達に要する期間等を考慮)等
- 3) 事業及び協力対象事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費及びプロジェクトの運営・維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正な「積算」となるよう留意すること。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

ア) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」及び同補完編・機材編（2016年4月）を参照すること。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

イ) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

- a 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- b 工事量変動にかかるリスク
- c 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- d 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- e 治安状況にかかるリスク

(19) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(21) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

<第3次現地調査>

(22) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をモーリタニア国側関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、モーリタニア国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(11)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文3部
- (2) インセプション・レポート : 和文10部
: 仏文25部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文10部
- (4) 収集資料・会議議事録
- (5) 準備調査報告書(案) : 和文10部
: 仏文15部
- (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部
- (7) 機材仕様書 : 和文2部
: 仏文2部
- (8) 免税情報シート
- (9) 概要資料 : 和文1部及びCD-R1枚 (※完成予想図を含む。)
- (10) 準備調査報告書 : 和文(製本版)8部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。)
: 仏文(製本版)16部及びCD-R3枚
: 和文(簡易製本版)2部及びCD-R1枚
- (11) デジタル画像集 : CD-R2枚(デジタル画像40枚程度)
- (12) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版 : 仏文3部

注1)「(1)業務計画書」については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2)上記(6)については「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)の補完編及び機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)」を参照することとする。

注3)報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保

すること。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年9月中旬より国内事前準備を開始し、2017年10月上旬より第1次現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2018年1月より第2次現地調査を行い、その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2018年8月下旬には準備調査報告書（案）説明のための第3次現地調査（報告書案説明）を実施する。さらに、2018年9月下旬までに準備調査概要資料、2018年12月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

年度	2017年度							2018年						
内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	12月
事前準備作業	□													
現地調査		■				■								
現地調査結果概要				▲										
国内解析作業			■					■	■	■	■			
協力準備調査報告書（案）の説明・協議												■		
準備調査概要資料													▲	
準備調査報告書														▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約19.72M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- ①業務主任／水産物品質管理／施設計画（2号）
- ②建築設計／自然条件調査（3号）
- ③設備設計
- ④機材（化学分析機器等）・調達計画／積算（3号）
- ⑤施工計画／積算
- ⑥環境社会配慮／ジェンダー配慮

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、

より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査には通訳（仏語）を配置することも可とする。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参团する通訳団員は1名を上限とするが、現地での通訳雇上も必要に応じ認める。雇上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 参考資料

(1) 貸与資料

①無償資金協力要請書

②モーリタニア国の追加提出資料（ONISPA 監査報告書（老朽化の現状について）、要請機材一覧、要請施設概略図、その他）

③「ヌアクショツト水産物衛生管理施設整備計画フォローアップ調査報告書」（2012年）

〔問い合わせ先：農村開発部第一グループ第二チーム 奥田久勝

TEL.03-5226-8424、E-mail:Okuda.Hisakatsu@jica.go.jp 〕

(2) 公開資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで閲覧可能です。

①「モーリタニア国ヌアクショツト水産物衛生管理施設整備計画準備調査報告書」（2004年） <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000163116.html>

②「モーリタニア国ヌアクショツト水産物衛生管理施設整備計画事後評価報告書」 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0411300_4_f.pdf

③「モーリタニア国ヌアディブ漁港拡張計画準備調査報告書」（1999年） <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000044427.html>

④「モーリタニア国ヌアディブ漁港拡張整備事業」（2013年） <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009823.html>

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1次現地調査

① 団員構成：総括(JICA)

計画管理(JICA)

② 調査行程：約10日間

③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの基本コンセプトを検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

（JICA 側参加団員は、コンサルタント現地調査開始後の約2週間後の現地入りを予定している（前後にセネガル事務所に立ち寄り、以下、同じ）。また、JICA 職員の調査期間については、原則、業務従事者が利用する車両を供用する。以下、同じ。）

(2) 第2次現地調査

- ① 団員構成：総括(JICA)
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの協力目的・範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。(JICA側参加団員は、コンサルタント現地調査開始と同時に現地入りを予定している。)

(3) 第3次現地調査

- ① 団員構成：総括(JICA)
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容(計画設計の基本方針案)について検討し、双方の確認・合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。(JICA側参加団員は、コンサルタントと同日程を予定している。)

5. 現地再委託等

(1) 以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関、コンサルタント、NGO、現地施工業者等に再委託して実施することができる。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。また、調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする(ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

① 自然条件調査

- ア 陸上地形測量
- イ 地質/地盤調査
- ウ 気象調査
- エ 給排水・水質調査(※必要に応じ)

② ベースライン調査

③ 税制度及び免税制度調査

(2) 現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月版)」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

(3) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(4) これら再委託業務については、別見積りとする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2017年6月版)の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所、在モーリタニア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

特に事業対象地域であるヌアディブ市については外務省海外安全情報では「レベル2」(不要不急の渡航見合わせ)となっており、JICAの安全対策措置にて業務渡航はモーリタニアを兼轄するセネガル事務所により渡航可否を判断している。については、JICAの安全対策措置及び行動規範をできるだけ踏まえて行動するとともに、上述「たびレジ」への登録を徹底し、JICA事務所の緊急連絡網への登録も行う。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相

談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別紙 1 自然条件調査仕様書

別紙 2 プロジェクトサイト位置図

(別紙1)

モーリタニア国水産物衛生検査公社ヌアディブ検査所再建計画準備調査
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、また本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の内容と齟齬がないように留意する。

2. 自然条件調査

(1) 地形測量

測量目的: 陸上施設の平面計画、設計及び施工計画上必要な地形の情報を把握する。

測量項目: 平板測量、水準測量、縦断/横断測量

調査数量: 敷地全体

調査仕様: 平板測量 縮尺 1/500、等高線 0.5m

水準測量 建屋部分を中心に

成果品: 地形図(平面図、断面図)

(2) 地質/地盤調査

調査目的: 検査施設の計画(構造物・施設位置の決定、基礎形状の検討等)、設計及び施工上必要な地盤の状況、地下埋設物の状況を把握する。

調査項目: 地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/地質試験、地耐力試験、試掘調査、圧密試験等による地盤の種類、層厚、物理的特性、力学的特性の把握

調査数量: 地表踏査 対象サイト周辺の地形/地質を観察

ボーリング 高層建屋位置に複数本

全長標準貫入試験を併用し、試料を採取する。

岩盤又は固い地盤を最低3m以上掘り込む。

地耐力試験 平板載荷試験等約10箇所(平面的及び垂直的)

調査仕様: 室内試験項目(密度、湿潤率、一軸強度)

成果品: 地質図(平面図・断面図)、ボーリング柱状図、室内試験結果、試掘結果

(3) 気象調査

調査目的：気象に係る各種情報を収集し、構造物への影響を推測するとともに、災害発生に係る情報を把握する。

調査項目：天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査、他

調査数量：過去10年間

成果品：気象情報の分析結果

(4) 給排水・水質試験（※必要に応じ）

調査目的：検査室で使用可能な水質・水量であるかを確認する。

調査項目：水量・水質試験

成果品：試験結果

3. 成果品

報告書（調査概要、各種図面、調査結果）

別紙2 プロジェクトサイト位置図

